



三重県公報

平成23年4月1日（金）

第 2279 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
203	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(社 会 福 祉 室)	3
204	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
205	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	3
206	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
207	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
208	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
209	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	(同)	4
210	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	5
211	有害な興行の指定	(こ ど も 未 来 室)	5
212	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の生ずるおそれがある区域の指定	(ご み ゼ ロ 推 進 室)	5
213	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商 工 振 興 室)	6
214	同件	(同)	8
215	同件	(同)	10
216	同件	(同)	11
217	同件	(同)	12
218	同件	(同)	13
219	県道の路線の認定及びその関係図面の縦覧	(道 路 維 持 管 理 室)	15
220	県道の路線の廃止及びその関係図面の縦覧	(同)	15
221	道路の区域決定及びその関係図面の縦覧	(同)	15
222	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(同)	16
223	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	18
224	三重県と滋賀県の境界に所在する道路の管理及び費用負担について、滋賀県と協議が成立した旨	(同)	18
225	三重県が管理する港湾施設の概要の一部を改正する告示	(流 域 維 持 管 理 室)	19
226	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	24
227	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 室)	25
228	都市公園の供用区域の一部変更	(同)	25
229	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出 納 局)	25
公 告			
	三重県土地利用基本計画の変更の要旨の公表及びその関係書類の縦覧	(土 地 ・ 資 源 室)	26
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男 女 共 同 参 画 ・ NP O 室)	26
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	26
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農 地 調 整 室)	27
	土地改良区清算人の就任の届出	(同)	27

土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 室) 28
同件	(同) 28
三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 資 源 室) 28
公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 室) 30
公共測量が終了した旨の通知	(同) 30
同件	(同) 30
都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(都 市 政 策 室) 30
開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 室) 31
県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 室) 31

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(防 災 対 策 室) 33
同件	(こ ど も 家 庭 室) 33
同件	(教 育 委 員 会) 33

告 示

三重県告示第 203 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩崎歯科	四日市市西浦 1-7-15	平成 23 年 1 月 1 日
マサミ歯科クリニック富田西診療所	四日市市川北 1-12-15	平成 23 年 2 月 3 日
石塚いとう歯科	四日市市石塚町 1821 番地 2	平成 23 年 1 月 1 日
なべしま歯科	志摩市浜島町浜島 858	平成 23 年 3 月 1 日
坂の下薬局	桑名市西方梅ノ木戸 1569-1	平成 23 年 3 月 3 日

三重県告示第 204 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花井歯科クリニック	津市白塚町 416-3	津市栗真小川町 703-1	平成 22 年 12 月 1 日
ジャスコ鈴鹿ベルンティ店薬局	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2	イオン薬局鈴鹿ベルンティ店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ明和店薬局	多気郡明和町中村 1223 番地	イオン薬局明和店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ四日市尾平店	四日市市尾平町字天王川原 1805	イオン薬局四日市尾平店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ四日市北店調剤薬局	四日市市富州原町 221-2	イオン薬局四日市北店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ新名張薬局	名張市元町 376	イオン薬局名張店	平成 23 年 3 月 1 日

三重県告示第 205 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
柴田整形外科	松阪市垣鼻町上徳和 1433	平成 23 年 2 月 24 日
川崎歯科医院	伊賀市上野赤坂町 274	平成 23 年 3 月 1 日

三重県告示第 206 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大森内科	津市阿漕町津興 204-3	平成 23 年 2 月 15 日
寺田医院	津市野田 778-1	平成 22 年 12 月 31 日
中浜胃腸科・外科	津市久居元町 1870 番地 7	平成 22 年 12 月 31 日
桔梗が丘大門歯科医院	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 1 番地	平成 22 年 12 月 31 日
フローラル歯科クリニック	桑名市多度町多度 632 番地 1	平成 22 年 12 月 31 日
岩崎歯科	四日市市西浦 1-7-15	平成 22 年 12 月 31 日
マサミ歯科クリニック 富田西診療所	四日市市川北 1-12-5	平成 23 年 2 月 2 日
石塚いとう歯科	四日市市石塚町 8-2	平成 22 年 12 月 31 日
鵜方調剤薬局	志摩市阿児町鵜方 4049-6	平成 22 年 12 月 31 日

三重県告示第 207 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩崎歯科	四日市市西浦 1-7-15	平成 23 年 1 月 1 日
マサミ歯科クリニック 富田西診療所	四日市市川北 1-12-15	平成 23 年 2 月 3 日
石塚いとう歯科	四日市市石塚町 1821 番地 2	平成 23 年 1 月 1 日
なべしま歯科	志摩市浜島町浜島 858	平成 23 年 3 月 1 日
坂の下薬局	桑名市西方梅ノ木戸 1569-1	平成 23 年 3 月 3 日

三重県告示第 208 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
花井歯科クリニック	津市白塚町 416-3	津市栗真小川町 703-1	平成 22 年 12 月 1 日
ジャスコ鈴鹿ベルシテイ店薬局	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2	イオン薬局鈴鹿ベルシテイ店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ明和店薬局	多気郡明和町中村 1223 番地	イオン薬局明和店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ四日市尾平店	四日市市尾平町字天王川原 1805	イオン薬局四日市尾平店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ四日市北店調剤薬局	四日市市富州原町 221-2	イオン薬局四日市北店	平成 23 年 3 月 1 日
ジャスコ新名張薬局	名張市元町 376	イオン薬局名張店	平成 23 年 3 月 1 日

三重県告示第 209 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
柴田整形外科	松阪市垣鼻町上徳和 1433	平成 23 年 2 月 24 日
川崎歯科医院	伊賀市上野赤坂町 274	平成 23 年 3 月 1 日

三重県告示第 210 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大森内科	津市阿漕町津興 204-3	平成 23 年 2 月 15 日
寺田医院	津市野田 778-1	平成 22 年 12 月 31 日
中浜胃腸科・外科	津市久居元町 1870 番地 7	平成 22 年 12 月 31 日
桔梗が丘大門歯科医院	名張市桔梗が丘 2 番町 1 街区 1 番地	平成 22 年 12 月 31 日
フローラル歯科クリニック	桑名市多度町多度 632 番地 1	平成 22 年 12 月 31 日
岩崎歯科	四日市市西浦 1-7-15	平成 22 年 12 月 31 日
マサミ歯科クリニック 富田西診療所	四日市市川北 1-12-5	平成 23 年 2 月 2 日
石塚いとう歯科	四日市市石塚町 8-2	平成 22 年 12 月 31 日
鶴方調剤薬局	志摩市阿児町鶴方 4049-6	平成 22 年 12 月 31 日

三重県告示第 211 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
15	映画	ドリーム・ホーム (原題) DREAM HOME	ユナイテッドエンタテインメント	平成 23 年 4 月 1 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。

三重県告示第 212 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 指定区域

(1) 指定番号 9

四日市市垂坂町字大沢 1498 番地、1498 番地 1、1507 番地及び 1516 番地並びに四日市市大矢知町字一本木谷 1947 番地 2、1952 番地及び 1952 番地 1 から 14 までのうち次の図に示す部分に限る。

（「次の図」は省略し、その図面を三重県環境森林部ごみゼロ推進室及び四日市農林商工環境事務所環境室 四日市環境課に備え置いて閲覧に供します。）

(2) 指定番号 10

四日市市楠町北五味塚字古江 1085 番地 5、1085 番地 6、1085 番地 143、1085 番地 145 から 149 まで、1085

番地 159、1085 番地 208、1085 番地 391、1085 番地 392、1085 番地 397 及び 1085 番地 398 のうち次の図に示す部分に限る。

（「次の図」は省略し、その図面を三重県環境森林部ごみゼロ推進室及び四日市農林商工環境事務所環境室四日市環境課に備え置いて閲覧に供します。）

(3) 指定番号 11

いなべ市員弁町北金井 445 番地、473 番地、473 番地 1、473 番地 3、473 番地 4、473 番地 7、473 番地 8、473 番地 11、473 番地 12、473 番地 15、473 番地 16、473 番地 18 から 22 まで、474 番地、474 番地 1 から 44 まで、475 番地 1、475 番地 2、476 番地 1、476 番地 2、477 番地、478 番地、478 番地 1 から 3 まで、479 番地、480 番地、481 番地、482 番地 1、482 番地 2、483 番地 1、483 番地 2、484 番地、484 番地 1、485 番地、485 番地 1、486 番地 1、486 番地 2、487 番地、488 番地、489 番地、490 番地、491 番地 1、491 番地 2、492 番地、495 番地 1、495 番地 2、496 番地及び 497 番地

(4) 指定番号 12

度会郡大紀町錦 796 番地 8

2 埋立地の区分

(1) 指定番号 9

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地

(2) 指定番号 10

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地

(3) 指定番号 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地

(4) 指定番号 12

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条の 2 第 3 号イに規定する埋立地

3 資料の閲覧

(1) 指定番号 9 及び指定番号 10

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室及び四日市農林商工環境事務所環境室四日市環境課に備え置いて閲覧に供します。

(2) 指定番号 11

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室及び桑名農政環境事務所環境室に備え置いて閲覧に供します。

(3) 指定番号 12

指定に係る指定台帳及び図面は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室及び伊勢農林水産商工環境事務所環境室に備え置いて閲覧に供します。

三重県告示第 213 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン久居店

津市久居明神町風早 2666 番地ほか 56 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ久居店

(変更後) イオン久居店

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡田 元也
株式会社タカラブネ	愛知県名古屋市中千種区内山3-18-10	野口 修
丸栄食品株式会社	久居市新町2739番地5	友清 勲男
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町6番28号	森田 将昭
光野 及雄	久居市本町1570番地2	—
有限会社金青堂書店	久居市本町1494番地	鈴木 邦郎
宇陀 カズ子	久居市明神町1474番地3	—
中村 和子	伊勢市岡本3丁目13-25	—
奥野食品工業株式会社	伊勢市西豊浜町118番地3	奥野 正二三
有限会社香洋	久居市射場町137番地	野島 勲
中部クロックハウス株式会社	東京都杉並区荻窪5丁目20-10	大野 禄一郎
有限会社好古堂	久居市稲葉町460-2	小久保 幸道
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子町本町14番7号	廣森 重孝
株式会社アツミメガネ	松阪市中町1833番地	渥美 健治
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東4-39-8	舟橋 政男
川上 勝久	久居市新町795番地3	—
株式会社錦	愛知県小牧市大字三ツ渕惣作1350番地	竹内 義典
株式会社川本	四日市市ときわ1丁目7番15号	川本 博康
有限会社オーブ	津市城山1丁目14番2号	寺尾 修
株式会社萬屋呉服店	久居市本町1547番地	山川 英行
あずみ株式会社	愛知県名古屋市中区錦1-19-32	原岡 稔
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区外神田6丁目5番3号	管田 茂
株式会社ホンダオート三重	津市大字藤方1680番地1	林田 一
株式会社二葉屋	新潟県南魚沼郡六日町大字六日町76番地1	五十嵐 栄一
株式会社テンファッション	大阪府大阪市西成区梅南1丁目7番31号	古川 昭治
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中村区亀島1-1-1	渡辺 道久
株式会社中京リバー	愛知県稲沢市一色上方町117-7	平野 知美

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村井 正平
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町400番地	花井 秀年
株式会社アール・エスカリエ	大阪府大阪市住之江区浜口東三丁目5番19号	浜田 安哉
昭産商事株式会社	福岡県北九州市門司区黄金町6番7号	森田 将昭
光野 及雄	津市久居本町1570番地2	—
有限会社金青堂書店	津市久居本町1494番地	鈴木 邦郎
有限会社マエダ園芸	松阪市嬉野新屋庄町880番地	前田 則生
中村 忠	伊勢市岡本3丁目13-25	—
有限会社香洋	津市久居射場町137番地	野島 勲
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿一丁目19番10号	花谷 洋二
有限会社好古堂	津市久居稲葉町460-2	小久保 幸道

株式会社ヒロモリ	鈴鹿市白子町本町 14 番 7 号	廣森 重孝
株式会社アツミメガネ	松阪市大黒町 296 番地 5	渥美 健治
川上 勝久	津市久居新町 795 番地 3	—
株式会社川本	四日市市松本二丁目 6 番 10 号	川本 博康
有限会社オーブ	津市城山 1 丁目 14 番 2 号	寺尾 修
株式会社キャンドウ	東京都板橋区板橋三丁目 9 番 7 号	城戸 博司
株式会社ビーユー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7 番 31 号	林田 和昭

3 変更年月日

平成 23 年 3 月 1 日

4 変更理由

2 の(1) 屋号をイオンに変更したため

2 の(2) 小売業者の名称、代表者の氏名及び住所の変更並びに小売業者の退店及び入店のため

5 届出の日

平成 23 年 3 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 214 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン四日市尾平ショッピングセンター

四日市市尾平町字天王川原 1805 番地ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ四日市尾平ショッピングセンター

(変更後) イオン四日市尾平ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	岡田 元也
ジャスコ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6	本田 進
有限会社フラワー三六	四日市市松原町 36-13	伊藤 良二
株式会社ビターパンコモコ	東京都新宿区新宿 2-3-10	浦辺 正記
池上 詔一郎	津市西丸の内 36-11	—
磯田園製茶株式会社	愛知県渥美郡田原町大久保仲原 111	磯田 義人

株式会社平和堂	四日市市富田一色町 9-11	中川 輝雄
株式会社タカラブネ	愛知県名古屋千種区内山 3-18-10	新開 純也
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社ラブフォー	四日市市中部 12-11	加藤 幾恒
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井 6-37-3	島村 元紹
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	中本 敏幸
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘 10-6-66	奥村 起八郎
有限会社成美堂	四日市市諏訪栄町 21-5	松井 靖
株式会社川スミ	愛知県海部郡弥富町鯛浦南前新田 215	川澄 一夫
株式会社オリーブ	亀山市栄町 1506-29	柴田 美博
株式会社ラベンダ	愛知県名古屋市中区六番 1-3-12	宮嶋 正夫
株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店	四日市市泊町 5-14	眞田 育彦
有限会社ニューパール	三重郡菰野町大字福村字南起町 36-1	谷 卓郎
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区神田錦町 1-1	管田 茂
株式会社ツルカメコーポレーション	愛知県名古屋市中区錦町 1-19-32	原岡 稔
有限会社メルヘン	四日市市諏訪栄町 20-3	熊澤 繁樹
株式会社婦人服の矢田	四日市市沖ノ島 4-20	矢田 見幸
株式会社コックス	静岡県浜松市鍛冶町 320-23	萩原 久示
株式会社ジン	四日市市諏訪町 9-14	山本 篤
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川 1-22-15	高田 覚司
株式会社錦	愛知県名古屋市中村区名駅 2-45-19	西尾 遼一
株式会社いわたや	桑名市三ツ矢橋 17	岩田 英一郎
有限会社パセリ四日市	滋賀県長浜市八幡東町 48-1	原ノ園 順一
株式会社ペリカン	大阪府大阪市西成区梅南 1 丁目 7 番 31 号	室田 裕邦
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町	山本 悟
小竹 守	岐阜県恵那市長島町中野 357 番地の 1	—
株式会社穂波	愛知県名古屋瑞穂区河岸一丁目 9 番 3 号	林 繁文
株式会社総本家具新新七商店	桑名市大字江場字貝徒 538 番地	伊藤 新吾
株式会社ブックバーン	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	柿内 宏一
株式会社栄屋家具店	桑名市東矢田町 72	佐藤 詔美
株式会社いまじん	愛知県名古屋北区金城三丁目 12 番 9 号	近藤 秀二
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本町 27 番地の 1	江尻 義久
有限会社森谷	四日市市住吉町 15-13	森谷 友紀子
有限会社カサキ	四日市市諏訪栄町 18 番 9 号	森 行成
品川 宏	四日市市諏訪町 2 番 2 号	—

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	村井 正平
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 6 号	北村 正志
有限会社フラワー三六	四日市市松原町 36-13	伊藤 良二
化粧品ふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1	岩井 勝己
池上 詔一郎	津市西丸の内 36-11	—
磯田園製茶株式会社	愛知県田原市田原町柳町 28 番地の 1	磯田 義人
株式会社平和堂	四日市市富田一色町 9-11	中川 輝雄

株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1	花井 秀年
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社ラブフォー	四日市市中部 12-11	加藤 幾恒
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井 6-37-3	島村 元紹
株式会社バレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	小田 保則
クレアーズ日本株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号	三宅 香
株式会社カワシマゴールド	静岡県浜松市中区西丘町 276 番地の 5	横田 光夫
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社BANKAN	埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号	形部 幸裕
株式会社ヨシユキ眞田屋呉服店	四日市市泊町 5-14	眞田 育彦
株式会社菅田	岡山県津山市川崎 1902-3	管田 茂
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門 4-3-13	丸山 雅史
有限会社メルヘン	四日市市諏訪栄町 20-3	熊澤 繁樹
株式会社婦人服の矢田	四日市市沖ノ島 4-20	矢田 見幸
株式会社ジン	四日市市諏訪町 9-14	山本 篤
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号	山野 義友
株式会社いわたや	桑名市三ツ矢橋 17	岩田 英一郎
有限会社バセリ四日市	滋賀県長浜市八幡東町 48-1	原ノ園 順一
株式会社穂波	愛知県名古屋瑞穂区河岸一丁目 9 番 3 号	林 繁文
株式会社総本家貝新新七商店	桑名市大字江場字貝徒 538 番地	伊藤 新慈
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地	中山 章
株式会社るなばあく	桑名市大字江場 1391 番地	佐藤 詔美
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本町 27 番地の 1	江尻 義久
株式会社ビーズプレアコーポレーション	四日市市伊倉 1-1-53-503 号	廣田 清美
長谷川 正統	四日市市諏訪町 2 番 2 号	—
ペットシティ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	豆鞆 亮二

3 変更年月日

平成 23 年 3 月 1 日

4 変更理由

2 の(1) 屋号をイオンに変更したため

2 の(2) 小売業者の名称、代表者の氏名及び住所の変更並びに小売業者の退店及び入店のため

5 届出の日

平成 23 年 3 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 215 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4

月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン白子サンズ
鈴鹿市白子駅前9番20号
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) ジャスコ白子店
(変更後) イオン白子サンズ
- 3 変更年月日
平成23年3月1日
- 4 変更理由
屋号をイオンに変更したため
- 5 届出の日
平成23年3月16日
- 6 届出等の縦覧場所
農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成23年4月1日から同年8月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン尾鷲店
尾鷲市倉ノ谷町2番17号
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ジャスコ尾鷲店
(変更後) イオン尾鷲店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡田 元也
株式会社ミナミカラー現像所	伊勢市本町9-21	南 康幸

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	村井 正平
株式会社ミナミカラー現像所	伊勢市本町 9-21	南 和幸

- 3 変更年月日
平成 23 年 3 月 1 日
- 4 変更理由
2 の(1) 屋号をイオンに変更したため
2 の(2) 小売業者の名称及び代表者の氏名の変更のため
- 5 届出の日
平成 23 年 3 月 16 日
- 6 届出等の縦覧場所
農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 217 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン熊野店
熊野市井戸町井土 358-1
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ジャスコシティ熊野店
(変更後) イオン熊野店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡田 元也
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	野口 禎一郎
ジャスコフォート株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地	本田 進
柴田 和夫	熊野市久生屋町 790-3	—
中村 欽哉	熊野市木本町 633 番地	—

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	村井 正平
株式会社森山薬局	松阪市久保町 1456-4	檜垣 正二

- 3 変更年月日

平成 23 年 3 月 1 日

4 変更理由

2 の(1) 屋号をイオンに変更したため

2 の(2) 小売業者の名称、代表者の氏名及び住所の変更並びに小売業者の退店及び入店のため

5 届出の日

平成 23 年 3 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 218 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン明和ショッピングセンター

多気郡明和町大字中村字長波賀 1223 番地ほか 71 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ明和ショッピングセンター

(変更後) イオン明和ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡田 元也
株式会社大谷	新潟県新潟市亀田工業団地 1 丁目 3 番 5 号	大谷 勝彦
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川 1-22-15 茅場町中塾ビル 5F	高田 覚司
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾祢町 2-4-5	奥野 善春
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都大田区平和島 6-1-1 東京流通センタービル 10 F	吉越 浩一郎
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋 3-10-5	廣内 武
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢町 1-8-16	辻岡 良幸
スナップ販売株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6 マリブウエスト 23F	本田 進
有限会社ヨンブンノイチ	伊勢市本町 18-22	西浜 見穂
株式会社オリーブ	亀山市栄町 1506-29	柴田 美博
有限会社モード・トキ	伊勢市宮後 2-2-17	小林 和男
エステール株式会社	東京都新宿区住吉町 8 番 12 号プラザ曙橋	丸山 朝
イトキン株式会社	大阪府大阪市西区南堀江 1-4-19	辻村 章夫

有限会社日宝堂	伊勢市一之木 2-4-9	奥野 勇省
株式会社三峰	東京都中野区弥生町 6-10-11	川村 重仁
株式会社コックス	東京都江東区新大橋 1 丁目 8 番 11 号	萩原 久示
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 7-9	石田 勝彦
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	青山 好二
株式会社宮脇書店	香川県高松市朝日新町 2-19	宮脇 富子
株式会社ライトオン	茨城県つくば市東新井 37-1	藤原 政博
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	木村 保
有限会社パトームシュ	伊勢市宮後 1-7-32	西本 節子
株式会社マสด	松阪市湊町 117-1	増田 恭子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区泉 2-21-25	猪飼 忍
大森 実	松阪市久保町 1881-52	—
有限会社パセリ四日市	滋賀県長浜市八幡東町 48-1	原ノ園 順一
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森 1-13-43	原 祐介

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	住所	代表者氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	村井 正平
株式会社大谷	新潟県新潟市亀田工業団地 1 丁目 3 番 5 号	大谷 勝彦
株式会社ジーフット	愛知県名古屋市中区今池三丁目 4 番 10 号	服部 博幸
株式会社オクノ靴店	伊勢市曾祢町 2-4-5	奥野 善春
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都大田区平和島 6-1-1 東京流通センタービル 10 F	土居 健人
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-60-7	上田 稔夫
株式会社オンワード樞山	東京都中央区日本橋 3-10-5	廣内 武
株式会社ツジオカ	伊勢市曾祢町 1-8-16	辻岡 良幸
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	畑崎 寛敏
株式会社オリーブ	亀山市栄町 1506-29	柴田 美博
有限会社モード・トキ	伊勢市宮後 2-2-17	小林 とき
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門 4-3-13	丸山 雅史
イトキン株式会社	大阪府大阪市西区南堀江 1-4-19	辻村 章夫
有限会社日宝堂	伊勢市一之木 2-4-9	奥野 勇省
株式会社三峰	東京都中野区弥生町 6-10-11	川村 重仁
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1-2-1	池内 清和
株式会社システムジュウヨン	大阪府大阪市北区天神橋 3 丁目 7-9	石田 勝彦
上新電機株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋西 1-6-5	青山 好二
株式会社宮脇書店	香川県高松市朝日新町 2-19	宮脇 富子
株式会社ライトオン	茨城県つくば市東新井 37-1	藤原 政博
株式会社ヌーボー・ガール	津市島居町 275	松井 秀文
株式会社マสด	松阪市湊町 117-1	増田 恭子
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区泉 2-21-25	猪飼 千寿子
有限会社B E U P	松阪市久保町 1881-52	大森 実
有限会社パセリ四日市	滋賀県長浜市八幡東町 48-1	原ノ園 順一
谷口石油株式会社	四日市市鶴の森 1-13-43	原 祐介
株式会社バリュープランニング	兵庫県神戸市中央区坂口通 7 丁目 2 番 17 号	井元 憲生

有限会社ハットリ	松阪市宝塚町 830 番地 55	服部 哲和
株式会社パレモ	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 26 番 8 号	石田 定正
株式会社ポイント	茨城県水戸市泉町 3 丁目 1 番 27 号	福田 三千男
株式会社ツインマーボ	大阪府大阪市北区大深町 2 番 48 号	大藪 幸子
株式会社カインズ	群馬県高崎市高関町 380 番地	土屋 嘉雄

3 変更年月日

平成 23 年 3 月 1 日

4 変更理由

2 の(1) 屋号をイオンに変更したため

2 の(2) 小売業者の名称、代表者の氏名及び住所の変更並びに小売業者の退店及び入店のため

5 届出の日

平成 23 年 3 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 219 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 7 条の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

整理番号	路線名	起点	重要な経過地	備考
		終点		
305	観菩提寺線	観菩提寺		
		一般国道 163 号交点		

三重県告示第 220 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり廃止します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

整理番号	路線名	起点	重要な経過地	備考
		終点		
139	友生大山田線	伊賀市界外		
		伊賀市		
305	島ヶ原停車場観菩提寺線	島ヶ原停車場		
		観菩提寺		
522	河原田停車場線	河原田停車場		
		一般国道 23 号交点		
544	新堂停車場線	伊賀市		
		伊賀市		

三重県告示第 221 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 観菩提寺線
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市島ヶ原字西迫付 4180 番 1 地先から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11545 番 1 まで	3.50～37.00	2762.70

三重県告示第 222 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市大字羽津字班鳩戊 729 番 31 地先から 四日市市大字羽津字班鳩 730 番まで	旧	4.30～6.40	24.00
	新	6.10～6.90	24.00

第 2

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市島ヶ原字早瀬 11551 番 1 から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11552 番 1 まで	旧	18.90～37.00	65.00

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上野大山田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市緑ヶ丘本町 1673 番 3 から 伊賀市緑ヶ丘南町 4012 番 4 地先まで	旧	6.80～21.90	1268.30

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上野大山田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市緑ヶ丘本町 1674 番 5 から 伊賀市緑ヶ丘南町 2271 番 2 まで	新	5.00～21.00	1044.40

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 杵川青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市比自岐字黒岩 1903 番 18 地内	旧	4.00～4.60	57.47

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 杵川青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市比自岐字馬別當 2121 番 58 から 伊賀市比自岐字黒岩 1903 番 17 まで	新	6.00～31.00	167.76

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上野島ヶ原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市島ヶ原字西平尾 11584 番 4 から 伊賀市島ヶ原字平田 4892 番地先まで	旧	5.00～27.50	977.40

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上野島ヶ原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市島ヶ原字早瀬 11550 番 6 から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11545 番 1 まで	新	18.90～37.00	65.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 名張青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市下比奈知字山田 3517 番 2 から 名張市下比奈知字山田 3512 番 2 まで	旧	4.05～29.65	236.00
	旧新	8.60～14.40	252.00

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 蔵持霧生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市長瀬字中出 1477 番 2 から 名張市長瀬字神矢 589 番 2 まで	旧	4.50～9.20	73.80
	旧新	6.20～18.20	77.00

第 11

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 309 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市飛鳥町佐渡字奥休場 877 番 2 から 熊野市飛鳥町佐渡字奥休場 877 番 5 まで	旧	8.00～8.10	20.00
	新	8.00～16.50	20.00

第 12

- 1 道路の種類 国道

2 路 線 名 311 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市金山町字新大谷 2225 番 1 地内	旧	15.20～27.90	68.00
	新	14.40～23.00	68.00

三重県告示第 223 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 四日市鈴鹿環状線	四日市市大字羽津字班鳩戊 729 番 31 地先から 四日市市大字羽津字班鳩 730 番まで	平成 23 年 4 月 1 日
県道 上野大山田線	伊賀市緑ヶ丘本町 1674 番 5 から 伊賀市緑ヶ丘南町 2271 番 2 まで	平成 23 年 4 月 1 日
県道 観菩提寺線	伊賀市島ヶ原字西追付 4180 番 1 地先から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11545 番 1 まで	平成 23 年 4 月 1 日
県道 栢川青山線	伊賀市比自岐字馬別當 2121 番 58 から 伊賀市比自岐字黒岩 1903 番 17 まで	平成 23 年 4 月 1 日
県道 上野島ヶ原線	伊賀市島ヶ原字早瀬 11550 番 6 から 伊賀市島ヶ原字早瀬 11545 番 1 まで	平成 23 年 4 月 1 日
国道 309 号	熊野市飛鳥町小阪字浅見川 1039 番 4 から 熊野市飛鳥町佐渡字奥休場 877 番 5 まで	平成 23 年 4 月 1 日
国道 311 号	熊野市金山町字新大谷 2225 番 1 地内	平成 23 年 4 月 1 日

三重県告示第 224 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 19 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の規定により、三重県と滋賀県の境界に所在する道路の管理及び費用負担について、滋賀県と協議が成立した内容は、次のとおりです。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

（協定の対象となる道路の区間）

第 1 条 この協定の対象となる道路は、次に掲げる区間とする。

路 線 名	区 間	備 考
一般国道 421 号	三重県いなべ市大安町石樽南 字水晶 2999 番 2 地先から 滋賀県東近江市黄和田町 字水木野 16 番 1 地先まで	石樽トンネル及びその他付帯管理施設を含む。 トンネル延長 4,157m (内滋賀県 2,380m) (内三重県 1,777m) 別紙図面図書のとおり

（管理者）

第 2 条 前条に掲げる区間は、滋賀県（以下「甲」という。）が道路を管理するものとする。

2 前条に掲げる区間のうち三重県（以下「乙」という。）に属する区域において、甲が乙に代わって行う道路を管理する権限は、道路法（以下「法」という。）第 27 条第 3 項の規定に基づく道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 5 条各号に掲げるもの及び法第三章第三節に規定されるものを除くその他の権限とする。

3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、道路管理瑕疵にかかる賠償については、甲、乙の県域において、甲、乙各々が行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（管理に要する費用の分担）

第 3 条 法第 54 条第 1 項の規定による管理に要する費用の分担は、延長比により、甲が 4,157 分の 2,380 を、

乙が4, 157分の1, 777を負担する。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を四捨五入するものとする。
(管理に要する費用の範囲)

第4条 前条の費用は、第1条に掲げる区間の管理に要する費用で、下記の各号に掲げる費目とする。

- (1) 改築及び補修等に要する費用
- (2) 災害復旧に要する費用
- (3) その他維持管理に要する費用
(負担金の支払い)

第5条 前条に定める負担金の支払いについては、別途定めるものとする。

(工事の協議)

第6条 甲は、第4条第1号及び第2号に定める工事を施工しようとするときは、当該工事の事業計画をもって、乙と協議するものとする。

- 2 甲は、緊急を要する工事で前項の協議を行うことができないときは、工事着手後速やかに乙に通知するものとする。

(連絡及び協力)

第7条 甲及び乙は、第2条の規定にかかわらず、第1条の道路の管理について、相互に連絡及び協力をするものとする。

(協定実施の細目)

第8条 この協定の実施に関する細目については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定の効力は、第1条の区間の供用を開始した日から発効するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

三重県告示第225号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三重県が管理する港湾施設の概要(平成13年三重県告示第422号)の一部を次のように改正したので公示します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

津松阪港(松阪港区)、鳥羽港を次のように改める。

津松阪港(松阪港区)

- (1) 水域施設

港湾施設の種類	名称	水深(m)	延長(m)又は面積(m ²)	施設番号
航路	大口地区航路	－7.5	幅員 1,000 延長 130	A-1-1
	東黒部地区航路	－1.0	幅員 232 延長 10	A-1-2
泊地	大口地区泊地	－4.0	97,200	A-9-1
	大口地区泊地	－5.5	1,000	A-9-2
	大口地区泊地	－7.5	194,600	A-9-4
	高町地区泊地	－1.0	5,780	A-9-5
	松名瀬地区泊地	－1.0	12,250	A-9-6
	東黒部地区泊地	－0.5	900	A-9-7
	中之郷地区泊地	－1.0	8,740	A-9-8

(2) 外郭施設

港湾施設の種類	名称	延長(m)	施設番号
防波堤	大口西防波堤	300	B-1-1～B-1-2
	大口東防波堤	253	B-1-3～B-1-6
	浦新田防波堤(南)	92	B-1-7～B-1-9
	松名瀬防波堤	131	B-1-10～B-1-12
	松名瀬防波堤	101	B-1-17
	東黒部防波堤	95	B-1-18
	高町東防波堤	42	B-1-21
	高町西防波堤	29	B-1-22
	浦新田防波堤(北)	111	B-1-23
	西黒部高須防波堤	71	B-1-24
	浦新田防波堤(東)	148	B-1-25～B-1-26
	松名瀬地区防波堤	30	B-1-27
防砂堤	松名瀬地区防波堤(2号)	43	B-2-9
護岸	大口西護岸	378	B-5-6～B-5-9
	検潮前護岸	55	B-5-10
	大口東中護岸	120	B-5-11～B-5-12
	大口東護岸	614	B-5-13～B-5-21
	金剛護岸	198	B-5-22～B-5-23
	金剛護岸	2,044	B-5-24～B-5-50
	愛宕川左岸護岸	183	B-5-51
	高町地区護岸	39	B-5-52～B-5-53
	西黒部物揚場護岸	29	B-5-54
	東黒部土砂止護岸	39	B-5-62
	東黒部護岸	53	B-5-63
	東黒部護岸	113	B-5-64～B-5-65
	浦新田護岸(防波)A	16	B-5-66
	浦新田護岸(防波)B	20	B-5-67
	浦新田(防波)	3	B-5-68
	松名瀬泊地護岸	14	B-5-70
	松名瀬地区護岸	253	B-5-71～B-5-73
堤防	愛宕川筋河口堤防	240	B-6-11～B-6-15
	愛宕川筋河口堤防	840	B-6-16～B-6-19
	金剛川左岸堤防	353	B-6-20～B-6-21
	金剛川右岸堤防	1772	B-6-22～B-6-31
突堤	高須地区突堤	33	B-7-51
胸壁	金剛胸壁	79	B-8-4
水門	大口第3樋門	幅 2	B-9-4
	大口第4樋門	幅 2	B-9-5
	築地東樋門	幅 2	B-9-6
	金剛樋門	幅 7	B-9-7
	高町樋門	幅 3	B-9-26

(3) 係留施設

港湾施設の種類	名称	水深(m)	延長(m)	エブロン幅(m)	施設番号
岸壁	大口埠頭地区岸壁	－5.5	160	11.5	C-1-1
	大口埠頭地区岸壁	－4.5	100	6.0～9.4	C-1-2
	－7.5m中央岸壁	－7.5	204	20	C-1-3
	－7.5m中央岸壁	－7.5	160	20	C-1-4
	－5.5m北岸壁	－5.5	230	20	C-1-5
	－7.5m大口岸壁	－7.5	404	20	C-1-6
物揚場	金剛物揚場	－2.0	154	10.0	C-6-1
	高町物揚場	－1.0	50	10.0	C-6-2
	高町物揚場	－1.0	110	10.0	C-6-3
	高須物揚場	－1.0	210	6.8	C-6-4
	西黒部物揚場	－0.5	94	4.2	C-6-5
	松名瀬物揚場	－1.0	169	8.0	C-6-6～C-6-7
	東黒部物揚場	－1.0	70	8.0	C-6-8
	東黒部物揚場	－1.0	160	2.5～8.7	C-6-9～C-6-11
	浦新田物揚場	－1.0	209	6.0	C-6-12
	松名瀬物揚場	－1.0	175	6.0	C-6-13
船揚場	高町船揚場	－1.0	幅 31.2 延長 10.0	－	C-7-1
	松名瀬船揚場	－1.0	幅 10.2 延長 10.0	－	C-7-1
	東黒部船揚場	－1.0	幅 34.0 延長 10.0	－	C-7-1
	浦新田船揚場	－0.5	幅 37.2 延長 10.0	－	C-7-1
	松名瀬船揚場	－1.0	幅 36.4 延長 14.0	－	C-7-1

(4) 臨港交通施設

港湾施設の種類	名称	幅(m) × 延長(m)	施設番号
道路	大口臨港道路	10.5 × 380	D-1-1
	大口臨港道路	13 × 895	D-1-2
	大口臨港道路	13 × 475	D-1-3
	大口臨港道路	10.5 × 780	D-1-4
	大口臨港道路	6.5 × 240	D-1-5
	高町臨港道路	5.0 × 51	D-1-6
	高須臨港道路	5.0 × 38	D-1-7
	高須臨港道路	12.3 × 19	D-1-8
	高須臨港道路	3.9 × 25	D-1-9
	松名瀬臨港道路	6.0 × 146	D-1-10
	東黒部臨港道路	7.0 × 8.5	D-1-11
	高町臨港道路	6.0 × 351	D-1-12
	松名瀬臨港道路	5.5 × 64.1	D-1-13
橋りょう	松名瀬橋	2.6 × 10	D-5-1

(5) 荷さばき地

港湾施設の種類	名称	能力 (㎡)	施設番号
荷さばき地	中央埠頭荷さばき地	9,501	F-4-1～F-4-3
	北岸壁荷さばき地	8,194	F-4-4
	大口埠頭荷さばき地	24,841	F-4-5～F-4-8
	大口荷さばき地	1,167	F-4-9
	東黒部荷さばき地	483	F-4-10
	大口埠頭地区荷さばき地	3,760	F-4-11
	中央埠頭地区荷さばき地	10,981	F-4-12
	中央埠頭地区荷さばき地	8,491	F-4-13
上屋	大口埠頭上屋	1,464	F-5-1
	中央上屋	1,395	F-5-2

(6) 保管施設

港湾施設の種類	名称	能力 (㎡)	施設番号
野積場	大口埠頭野積場	9,501	H-2-6
	高須野積場	8,194	H-2-7
	東黒部野積場	24,841	H-2-8
	東黒部野積場	1,167	H-2-9
	中央埠頭地区野積場	8,491	H-2-12

(7) 船舶役務用施設並びに船舶の離岸を補助するための船舶
並びに船舶のための給水・給油及び給炭の用に供する船及び車両

港湾施設の種類	名称	能力	施設番号
給水施設	大口地区給水栓	12.45 t / 時間×2 個	I-1-1

(8) 廃棄物処理施設

港湾施設の種類	名称	能力	施設番号
焼却施設	ゴミ焼却場	2 t / 日	K-3-1

(7) 港湾環境整備施設

港湾施設の種類	名称	能力 (㎡)	施設番号
海浜	松名瀬海水浴場	21,000	L-1-1

(8) 港湾管理施設

港湾施設の種類	名称	能力	施設番号
事務所	港湾管理事務所	84.5	N-1-1

鳥羽港

(1) 水域施設

港湾施設の種類	名称	水深(m)	延長(m)又は面積(㎡)	施設番号
航路	中之郷航路	－4.5	幅員 75 延長 240	A-1-1
泊地	小浜泊地	－1.0	450	A-9-1
	岩崎泊地	－2.0	18,844	A-9-2
	岩崎泊地	－3.0	34,147	A-9-3
	岩崎泊地	－3.0	4,950	A-9-4
	岩崎泊地	－2.5	6,030	A-9-5

	中之郷航路	－5.0	54,900	A-9-6
	中之郷航路	－2.0	9,765	A-9-7
	中之郷航路	－1.5	21,240	A-9-8
	中之郷航路	－4.5	53,970	A-9-9
	中之郷航路	－2.0	3,870	A-9-10
	佐田浜新港泊地	－3.0	68,500	A-9-11

(2) 外郭施設

港湾施設の種類	名称	延長(m)	施設番号
防波堤	小浜防波堤	24	B-1-3
	佐田浜防波堤（東）	260	B-1-6
	佐田浜防波堤（北）	50	B-1-7
護岸	佐田浜 1 号護岸	30	B-5-46
	佐田浜 2 号護岸	33	B-5-47～B-5-48
	佐田浜 5 号護岸	315	B-5-54～B-5-57
	佐田浜護岸	105	B-5-58～B-5-59
	岩崎護岸	91	B-5-60～B-5-61
	中之郷護岸	32	B-5-83～B-5-85
	中之郷護岸	74	B-5-86
	赤崎護岸	58	B-5-88
	赤崎護岸	113	B-5-89～B-5-90
	佐田浜新港中護岸	140	B-5-144
	佐田浜新港中護岸	158	B-5-145
	佐田浜新港東護岸	190	B-5-146
	佐田浜新港北緑地護岸	65	B-5-147
	佐田浜臨港道路護岸	104	B-5-148
	佐田浜新港西護岸	200	B-5-149

(3) 係留施設

港湾施設の種類	名称	水深(m)	延長(m)	エプロン幅(m)	施設番号
岸壁	中之郷岸壁	－5.5	180	11.5	C-1-1
	赤崎岸壁	－4.5	280	6.0～9.4	C-1-2～C-1-3
浮さん橋	市営定期船乗り場	－2.6	46	－	C-5-7
	旅客用浮さん橋	－1.5	44	－	C-5-13
	佐田浜新港 1 号さん橋	－3.0	40	－	C-5-44
	佐田浜新港 2 号さん橋	－3.0	20	－	C-5-45
	佐田浜新港 3 号さん橋	－3.0	20	－	C-5-46
	佐田浜新港 4 号さん橋	－3.0	30	－	C-5-47
	佐田浜新港 5 号さん橋	－3.0	30	－	C-5-48
物揚場	主水山物揚場	－1.5	64	1.0	C-6-1
	佐田浜 1 号物揚場	－2.0	100	6.0	C-6-2
	佐田浜 2 号物揚場	－3.0	200	6.0	C-6-3～C-6-4
	岩崎物揚場	－3.0	115	10.0	C-6-5
	鳥羽水族館前物揚場	－0.8	46	2.0	C-6-6
	岩崎物揚場	－2.0	100	5.2	C-6-7
	港町 1 号物揚場	－2.0	184	6.8～7.2	C-6-10～C-6-11

	港町 2 号物揚場	-2.0	157	5.5	C-6-12
	中之郷物揚場	-1.5	40	13.0	C-6-14
	岩崎物揚場	-2.0	44	1.5	C-6-15
	安楽島物揚場	-2.0	180	6.0	C-6-16
船揚場	中之郷船揚場	-1.5	幅 39.6 延長 20.0	—	C-7-5

(4) 臨港交通施設

港湾施設の種類	名称	幅 (m) × 延 長 (m)	施設番号
道路	赤崎臨港道路	6.1×470	D-1-1
	佐田浜臨港道路	6.0×161	D-1-2

(5) 荷さばき地

港湾施設の種類	名称	能 力 (㎡)	施設番号
荷さばき地	赤崎荷さばき地	4,212	F-4-1～F-4-2

(6) 船舶役務用施設並びに船舶の離岸を補助するための船舶
並びに船舶のための給水・給油及び給炭の用に供する船及び車両

港湾施設の種類	名称	能 力	施設番号
給水施設	佐田浜新港給水施設	給水管径 20mm	I-1-2

(7) 港湾環境整備施設

港湾施設の種類	名称	能 力 (㎡)	施設番号
緑地	赤崎緑地	4,604	L-2-1
	佐田浜新港緑地	4,314	L-2-6

(8) 港湾管理施設

港湾施設の種類	名称	能 力 (㎡)	施設番号
資材倉庫	排出液防除資材備蓄倉庫	20	N-2-1

三重県告示第 226 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部流域維持管理室、伊勢建設事務所及び南伊勢町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下津浦 2 地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

2 区域の所在地

度会郡南伊勢町下津浦字井ノ谷、字タン所及び字アンノ上

3 区域の土地の表示

度会郡南伊勢町下津浦字井ノ谷 918 番 4 の一部、字タン所 1030 番の一部、1031 番の一部、1032 番の一部、1033 番の一部、1033 番 2 の一部、1033 番 3 の一部及び 1034 番の一部並びに字アンノ上 1035 番の一部、1042 番の一部、1047 番の一部、1049 番の一部、1050 番の一部、1051 番の一部、1052 番、1053 番の一部、1054 番の一部、1055 番、1056 番、1056 番 1、1057 番の一部、1058 番の一部、1059 番、1060 番、1061 番、1062 番、1063 番、1064 番、1065 番、1065 番 1、1066 番、1066 番 1 の一部、1066 番 2、1066 番 3 の一部、1066 番 5 の一部及び 1066 番 7 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 227 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 鈴鹿都市計画道路
 3・4・9 号庄野橋林崎線
 - 2 都市計画を定める土地の区域
 都市計画の図書において表示します。
 - 3 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策室
-

三重県告示第 228 号

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 名称
 北勢中央公園
 - 2 位置
 四日市市西村町字下鶴沢 22-1 他
 - 3 変更に係る区域
 別図のとおり
 「別図」は省略し、三重県四日市建設事務所において縦覧に供します。
 - 4 供用開始の期日
 平成 23 年 4 月 1 日
-

三重県告示第 229 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 4 条第 1 項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 2 条第 2 号に規定する物品等又は同条第 3 号に規定する特定役務
- 2 入札参加に必要な資格
 入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければなりません。
 - （1） 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （2） 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - （3） 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - （4） 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （5） 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。
- 3 入札参加申請の方法
 入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。
- 4 資格の有効期間
 参加を申請した入札のみ有効とします。

5 資格の有効期間の更新手続

更新手続は、ありません。

公 告

三重県土地利用基本計画を平成23年3月18日に変更しましたので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、関係書類は、平成23年4月1日から三重県政策部土地・資源室に備え置いて縦覧に供します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県土地利用基本計画の変更要旨

三重県土地利用基本計画図の変更

市町名	縮小
（森林地域の変更）	
四日市市	12ha
桑名市	151ha
亀山市	2ha
いなべ市	15ha
朝日町	35ha

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成23年5月22日まで縦覧に供します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成23年3月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 みえ紀の国自然体験学校

(2) 代表者の氏名

橋本 博

(3) 主たる事務所の所在地

尾鷲市大字南浦 3752 番地 39

(4) 定款に記載された目的

この法人は、青少年を含めた一般市民に対して地域の自然および文化資源を活かした様々な体験教室を開催し、持続可能な社会の実現のための環境保全活動の参画を促し、もって内外交流の推進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成23年5月22日まで縦覧に供します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 23 年 3 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県不動産コンサルティング協会

(2) 代表者の氏名

皆川 克久

(3) 主たる事務所の所在地

津市大谷町 181 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会の人々に対して、不動産に関する社会教育活動、まちづくり活動、環境保全活動、地域安全活動を行い、もって社会全体の利益の増進を図り、社会に貢献する事を目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項及び同法第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

桜西土地改良区（四日市市桜町 2559 番地 2）

退任監事

四日市市桜町 2470 番地

山 中 良 雄

〃 〃 578 番地 1

松 下 善 和

退任清算人

四日市市桜町 2466 番地

近 藤 善 治

〃 〃 2549 番地 1

山 中 義 一

〃 〃 2965 番地 4

大 矢 隆 雄

〃 〃 2890 番地

大 矢 鈔

〃 〃 3215 番地

林 唯 夫

〃 〃 2927 番地

坂 井 寛

〃 〃 5322 番地

山 北 善 弘

〃 〃 2571 番地

坂 井 宣 誠

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

美里中南部土地改良区（津市美里町三郷 48 番地 1）

就任清算人

津市美里町穴倉 1503 番地

福 西 公 一

〃 〃 家所 2147 番地 2

福 山 靖

〃 〃 〃 3673 番地

野 村 操

〃 〃 北長野 1722 番地

石 井 脩 夫

〃 〃 南長野 488 番地

大 西 紀 生

〃 〃 穴倉 537 番地

平 尾 三 生

〃 〃 三郷 381 番地

山 本 克 己

〃 〃 五百野 1718 番地

増 岡 治 郎

〃 〃 足坂 230 番地 3

山 尾 博

〃 〃 穴倉 765 番地

稲 垣 繁

〃 〃 五百野 644 番地

竹 中 朗 眞

〃 〃 〃 811 番地 2

辻 井 博

〃 〃 北長野 1740 番地

高 木 久 夫

〃 〃 家所 2095 番地

藤 岡 重 嗣

津市美里町南長野 464 番地 1

清水 喜代己

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池整備工事一般型）小規模又刈池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 23 年 4 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 23 年 4 月 4 日から同年 5 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所農林水産部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業（ため池整備工事一般型）小規模上池地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議申立てをすることができます。また、土地改良法第 87 条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同条第 10 項の規定に基づき、三重県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 23 年 4 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 23 年 4 月 4 日から同年 5 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条 5 項の規定に基づき公表します。

平成 23 年 4 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

変更前

- 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
第 1 種特定海洋生物資源の平成 22 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 22 年 1 月から 12 月まで	6,000 トン
まいわし	平成 22 年 1 月から 12 月まで	若干
まさば及びごまさば	平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで	32,000 トン
するめいか	平成 22 年 1 月から 12 月まで	若干

第 1 種特定海洋生物資源の平成 23 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成23年7月から平成24年6月まで	(注)
まあじ	平成23年1月から12月まで	6,000 トン
まいわし	平成23年1月から12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月から平成24年6月まで	(注)
するめいか	平成23年1月から12月まで	若干

(注) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成22年	平成23年
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	4,000 トン
	定置漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	30,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成23年のまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

変更後

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成22年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成22年7月から平成23年6月まで	若干
まあじ	平成22年1月から12月まで	6,000 トン
まいわし	平成22年1月から12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月から平成23年6月まで	43,000 トン
するめいか	平成22年1月から12月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成23年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成23年7月から平成24年6月まで	(注)
まあじ	平成23年1月から12月まで	6,000 トン
まいわし	平成23年1月から12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月から平成24年6月まで	(注)
するめいか	平成23年1月から12月まで	若干

(注) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成22年	平成23年
まあじ	中型まき網漁業	5,000 トン	4,000 トン
	定置漁業	若干	若干

まさば及びごまさば	中型まき網漁業	40,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成 23 年のまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
 公共測量（2 級、3 級基準点測量）
- 2 作業期間
 平成 23 年 4 月 1 日から同年 6 月 20 日まで
- 3 作業地域
 伊賀市霧生

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 23 年 3 月 14 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
 公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
 桑名市及び桑名郡木曾岬町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 23 年 3 月 18 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
 公共測量（一級水準測量）
- 2 作業地域
 四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 紀伊長島都市計画公園事業
 9・7・1 号 熊野灘臨海公園
- 2 施行者の名称
 三重県
- 3 事務所の所在地
 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号
 尾鷲建設事務所
- 4 事業地の所在
 事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 23 年 4 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 23 年 3 月 2 日	伊勢市中村町字桶子 325-6 の一部ほか 6 筆 〃 楠部町字日所稼 510-115、字乃木乙 28-13 ほか 1 筆	伊勢市村松町 1352-3 有限会社輝報企画 代表取締役 田 中 秋 彦
平成 23 年 3 月 8 日	三重郡菰野町大字宿野字神明田 455-3 ほか 5 筆	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10-16 カップ・クリエイト株式会社 代表取締役社長 徳 山 桂 一
平成 23 年 3 月 10 日	志摩市阿児町神明字中田 878-82 ほか 3 筆	津市本町 26-13 社会福祉法人洗心福祉会 理事長 山 田 俊 郎
平成 23 年 3 月 10 日	三重郡菰野町大字神森字諸下 797	三重郡菰野町大字菰野 1952 大生ハイツ 3 C 伊 藤 栄 次
平成 23 年 3 月 15 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 324-1	愛知県愛西市小野町茶木 113-2 クシナダハ イツ 3B 号 平 野 正一郎

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 23 年 4 月 1 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 受付期間

平成 23 年 4 月 1 日（金）から同月 30 日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 23 年 6 月 3 日（金）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに郵送してください。

北勢ブロック

三重県北勢地区管理事業共同体

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1249-1

中勢・伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数(優先戸数)
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般）	2
		あこず（一般）	3（1）
		高花平（一般）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2
		笹川（一般）	2
		笹川第二（一般）	1
		河原田（一般）	2

	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般）	6(2)
		桜島（一般）	3(1)
中勢・伊賀ブロック	津	千里（一般・単身可）	3(1)
		千里（高齢者・単身可）	2
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（一般）	3(1)
		一身田（一般・単身可）	2
		一身田（高齢者）	2
		一身田（身障用）	1
		結城（一般・単身可）	3(1)
		新町（一般）	1
		サンシャイン千里（特公賃）	5
	伊賀	服部（一般）	1
		服部（高齢者）	1
		カーサ上野（一般）	2
	名張	蔵持（一般）	1
南勢ブロック・東紀州ブロック	松阪	粥田（一般・単身可）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		和屋（一般）	1
		上川第二（一般）	1
		エスベラント末広（特公賃）	5
	鳥羽	安楽島（一般・単身可）	1
	熊野	井戸（一般・単身可）	1
		井土（身障用）	1

- (1) 表中の（優先戸数）は、母子世帯等が対象となります。
- (2) 表中の（特公賃）は、「特定公共賃貸住宅」のことで、4の(3)の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（老人、身体障がい者等については、特定の住宅に限り単身でも入居することができる場合があります。）。
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
- (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金等を滞納している者
- イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用や自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金等の支払いを免れたことがある者
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅室住宅管理グループ（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 三重県北勢地区管理事業共同体（電話 059-373-6802）

中勢・伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1	特定役務の名称	防災情報提供プラットフォーム保守運用管理業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県防災危機管理部防災対策室
3	落 札 者 決 定 日	平成23年3月15日
4	落 札 者	三重県津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社 三重支店長 仮屋 雄司
5	落 札 金 額	入札価格 42,680,000 円 契約金額 44,814,000 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	平成23年2月1日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成23年4月1日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1	特定役務の名称	平成23～25年度三重県立草の実リハビリテーションセンター清掃・洗濯業務委託
2	担 当 部 局	三重県津市城山一丁目29番25号 三重県立草の実リハビリテーションセンター
3	落 札 者 決 定 日	平成23年3月15日
4	落 札 者	三重県津市北丸之内191番地 中部商事株式会社 代表取締役 川治 良男
5	落 札 金 額	入札価格 26,928,000 円 契約金額 28,274,400 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	平成23年1月28日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成23年4月1日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

1	特定役務の名称	平成22～25年度 三重県立特別支援学校北勢きらら学園総合管理業務
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局予算経理室
3	落 札 者 決 定 日	平成23年3月18日
4	落 札 者	三重県四日市市大字塩浜439番地3 太平美装興業株式会社 代表取締役 坂 照明
5	落 札 金 額	入札価格 51,480,000 円 契約金額 54,054,000 円
6	決 定 手 続	総合評価一般競争入札
7	入 札 公 告 日	平成23年2月4日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
